

明治後期の煙草と塩の専売制導入時の施設計画に関する研究：大蔵省営繕組織の体制と工事運営管理の手法に着目して

西山，雄大
九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程

末廣，香織
九州大学大学院人間環境学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7174397>

出版情報：Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ). 87 (794), pp.761-772, 2022-04-01. Architectural Institute of Japan
バージョン：
権利関係：© 2022 Architectural Institute of Japan

明治後期の煙草と塩の専売制導入時の施設計画に関する研究

～大蔵省営繕組織の体制と工事運営管理の手法に着目して～

A STUDY ON THE BUILDING FOR INTRODUCTION OF TOBACCO AND SALT
MONOPOLIES IN THE LATE MEIJI ERAFocusing on organizational framework and management methods of the ministry of finance's
building and repairs department西山雄大^{*1}, 末廣香織^{*2}

Yudai NISHIYAMA and Kaoru SUEHIRO

In this study, we focus on the building for tobacco and salt monopolies, whose works were pursued rapidly because of national financial requirements. We attempt to clarify their characteristics. The findings are as follows:

- i. There was a chronic shortage of technicians, and local officials were contracted to supervise the work. Several document forms were prepared and distributed for the organization's operations, including those of building technicians outside the department.
- ii. To ensure homogeneity of the large number of facilities, on-site supervision was emphasized.
- iii. The construction method and materials were chosen based on the requirements of construction management.

Keywords: *Yorinaka Tsumaki, Government Organization, Subordinate Technician, Supply-system, Standardization*

妻木頼黄, 官制, 技手, 供給体制, 標準化

1. はじめに

1.1 研究の対象と既往研究

本稿では、大蔵省営繕組織により明治20年代末から大正初期にかけて実施された、煙草と塩の専売制施行のための施設計画^{注1)}を取り上げる。これらは日清戦争後に始まり日露戦争を跨いで工事となり、施設群の大半が財政的な制約と工期短縮のために形態や仕様を規格化された上で木造で速成された。

専売制度の導入期にあたる明治後期の現存建築物や遺構^{注2)}は今なお全国に点在 (Fig. 1, 2) している。中でも塩務局の木造庁舎や塩倉、煉瓦造の文書庫は北部九州から瀬戸内地域にかけて複数の事例があり、その多くは所在各県の「近代化遺産調査報告書」で紹介される。しかし、調査対象への選出あるいは文化財登録など地域の歴史的遺産として評価の俎上に載せられたのは1990年代後半以降のことで、そのときには既に大部分の施設群は取り壊されている。その後の老朽化もあり、現存建築物を取り巻く調査環境は現在進行形で失われつつある状況である。(Table 1) また既往の調査報告では、外観意匠の共通点や平面の構成の類似性から大蔵省営繕組織の標準設計への言及はある^{付2)・付8)}が、基本的には県単位の個別論に留まり、総体的な視座は提示されていない。調査の主目的が現存物の文化財的評価であることもあり、供給の側面から営繕組織の体制や設計手法に踏み込んで体系化して示したのも皆無であった。唯一、煉瓦積み構法に関しては長谷川直司らによる調査研究⁵⁾、^{注3)}があり、各地の現存塩務局所附属文書庫の壁体を計測して仕様書

と比較し、当時の組積工の寸法体系や工事監理の要領について検討している。ただし、専売制に関する施設計画の大半を占めた木造工事との関連性や組織の体制整備の観点からの言及は見られない。

なお、煙草と塩の専売を管轄した官衙には葉煙草専売所とそこから発展改組された煙草専売局、塩務局とがある。これらは樟脳事務局^{注4)}を加えて専売局へと統合されるが、本稿ではそれぞれの設立当初の名称に統一して記述する。設置された各局所についても、後の統廃合あるいは増設があるが同様に設置当初の名称とする。

1.2 本稿の位置付け

本稿では、全国規模での同時並行かつ均質な施設整備を可能にした営繕組織の体制構築及び工事運営管理^{注5)}の手法について関連史料を用いて検討する。とくに、各段階で造営された建築物の外観意匠に一見してわかる共通性や一貫性に乏しい (Photo 1-10) ことから従来それぞれ別個に扱われた葉煙草・煙草製造・塩の専売事業のための15年以上に及ぶ施設計画を標準化という視点から捉え直し、その具体相を通史的に明らかにする。さらに、様式や構法、材料選定といった仕様や設計手法との関連にも目を向け整理する。

本稿は以下の構成とする。まず第2章では、大蔵省営繕組織の構成と変遷を整理し、官制との比較を通してその実像を明らかにする。第3章では葉煙草専売所の施設計画を、続く第4章では専売制の拡大に伴う煙草製造所の整備を取り上げる。第5章では、塩専売の窓口機関として日露戦争中に開設された塩務局を扱う。終章では、第2章から第5章の内容を通覧し考察を加えてまとめとする。

^{*1} 九州大学大学院人間環境学府 博士後期課程・修士 (工学)^{*2} 九州大学大学院人間環境学研究院 准教授・修士 (工学)Doctor Course, Graduate School of Human-Environment Studies, Kyushu Univ., M.Eng.
Assoc. Prof., Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu Univ., M.Eng.

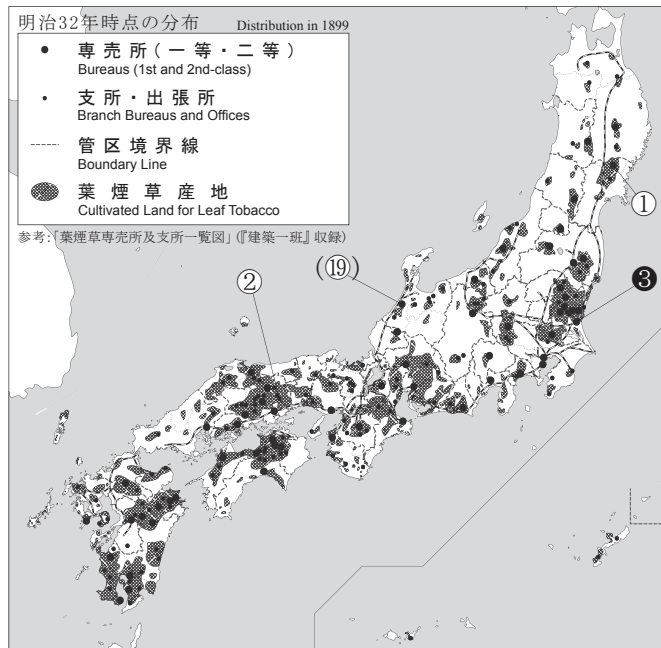


Fig. 1 Distribution of Leaf Tobacco Production Areas and Plots of Facilities of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau
葉煙草産地の分布と葉煙草専売所の配置

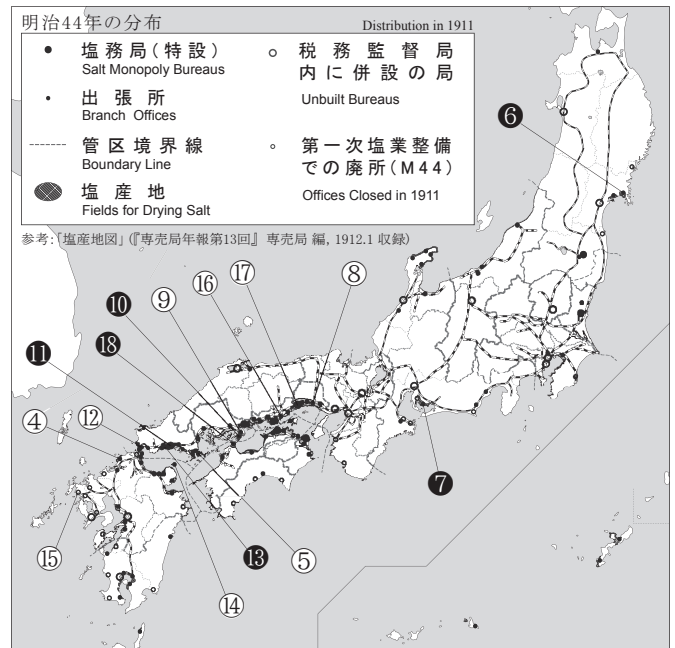


Fig. 2 Distribution of Salt Production Areas and Plots of Facilities of the Salt Monopoly Bureau
塩産地の分布と塩務局の配置

Table 1 Existing Buildings and Remains at the Time of Introduction of the Monopoly System and Past Reports
専売制導入時の現存建築物と既往調査

番号 No.	施設名称 Facilities	現存建築物・遺構 Remains	竣工 Year	所在地 Locations	現用途 Functions	主な調査報告等 Previous Reports	備考 Notes
①	千厩葉煙草専売所 Senmaya Leaf Tobacco Office	事務所 Office	1897 Dec.	岩手県一関市千厩 Iwate Pref. Ichinoseki-shi	郷土資料館 Folk Museum	付11) 島山(2012) 付14) 西山, 斎藤(2020)	国有形登録文化財(2005)
②	岡山葉煙草専売所加茂出張所 Kamo Leaf Tobacco Branch Office	収授所 Grading Office	1897 Dec.	岡山県吉備中央町下加茂 Okayama Pref. Kibichuo-cho	民俗資料館 Folk Museum	付7) 岡山県教委(2005)	国登録有形文化財(2006)
③	太田葉煙草専売所 Ota Leaf Tobacco Office	倉庫2棟 Two Warehouses	1897 Dec.	茨城県常陸太田市栄町 Ibaraki Pref. Hitachiota-shi	—	参3) 長谷川(堯) (1981)	掲載後取り壊しのため現存せず Already demolished
④	熊本塩務局津屋崎出張所 Tsuyazaki Salt Branch Office	文書庫 Document Depository	1906 Jul.	福岡県福津市津屋崎 Fukuoka Pref. Fukutsu-shi	—	—	屋根, 床が崩落し壁体のみ現存 Only the brick wall is extant.
⑤	三田尻塩務局小松佐出張所 Komatsushisa Salt Branch Office	庁舎, 文書庫, 門柱* Office, Document Depository, Gatepost	1906 Sep.	山口県大島町小松開作 Yamaguchi Pref. Oshima-cho	—	付2) 山口県教委(1998)	2006年3月まで大島歴史民俗資料館 Not currently in use.
⑥	仙台塩務局渡波出張所 Watanoha Salt Branch Office	庁舎, 文書庫, 門柱*など Office, Document Depository, Gatepost	1906 Oct.	宮城県石巻市渡波 Miyagi Pref. Ishinomaki-shi	漁業倉庫 Warehouse	付11) 島山(2012) 付15) 斎藤, 西山(2021)	東北大地震, 台風被害により取り壊し Already demolished
⑦	名古屋塩務局吉田出張所 Yoshida Salt Branch Office	庁舎, 文書庫, 塩倉 Office, Document Depository, Warehouse	1906 Nov.	愛知県幡豆郡吉良町(現・西尾市) Aichi Pref. Kira-cho	専売公社出張所 Branch Office	付10) 吉良町教委(2011)	現存せず Already demolished
⑧	赤穂塩務局網干出張所 Aboshi Salt Branch Office	庁舎, 塩倉, 附属便所, 門柱* Office, Warehouse, Toilet, Gatepost	1906 Dec.	兵庫県姫路市網干区新在家 Hyogo Pref. Imabari-shi	社屋 Office	付8) 兵庫県教委(2006)	*設立当初のものは不明 *Probably not from the beginning.
⑨	阪出塩務局伯方(東伯方)出張所 Hakata (Higashi-Hakata) Salt Branch Office	庁舎***, 文書庫 Office, Document Depository	1907 Mar.	愛媛県今治市伯方町 Ehime Pref. Imabari-shi	工場倉庫 Warehouse	付13) 愛媛県建築士会 (2018)	***庁舎は昭和初期の建て替え ***Rebuilt in the 1930s
⑩	阪出塩務局岡山(浦戸)出張所 Okayama(Urado) Salt Branch Office	庁舎**** Office	1907 Aug.	愛媛県今治市大三島 Ehime Pref. Imabari-shi	農協倉庫 Domitory of JA	付6) 大成(2005)	****2006年頃に取り壊し ****Already demolished (about 2006)
⑪	三田尻塩務局 Mitsujiri Salt Office	庁舎, 門柱 Office, Gatepost	1907 Dec.	山口県防府市 Yamaguchi Pref. Hofu-shi	職員研修所 Institute of JT	付1) 専売公社(1980)	掲載後取り壊しのため現存せず Already demolished
⑫	三田尻塩務局長府出張所 Chofu Salt Branch Office	庁舎, 門衛所 Office, Guardhouse	1907 Sep.	山口県下関市王司本町 Yamaguchi Pref. Shimonomaki-shi	公民館 Civic Center	付2) 山口県教委(1998)	掲載後文書庫取り壊し Small Library had been demolished.
⑬	三田尻塩務局秋穂二島出張所 Aiofutajima Salt Branch Office	庁舎, 文書庫 Office, Document Depository	1908 Feb.	山口県山口市秋穂二島 Yamaguchi Pref. Yamaguchi-shi	住宅 Residence	付2) 山口県教委(1998) (「長浜出張所」と記載)	掲載後取り壊しのため現存せず Already demolished
⑭	熊本塩務局姫島出張所 Himeshima Salt Branch Office	文書庫, 門柱* Document Depository, Gatepost	1907 Feb.	大分県姫島村北浦 Oita Pref. Himeshima-mura	不明 Unknown	—	—
⑮	長崎塩務局佐々出張所 Saza Salt Branch Office	文書庫 Small Library	1907 Mar.	長崎県佐々町小浦免 Nagasaki Pref. Saza-cho	農業倉庫 Warehouse	付3) 長崎県教委(1998)	長崎県まちづくり景観資産(2008)
⑯	味野塩務局山田出張所 Yamada Salt Branch Office	庁舎, 文書庫, 門柱* Office, Document Depository, Gatepost	1908 Mar.	岡山県玉野市山田 Okayama Pref. Tamano-shi	デイケア施設 Nursing Home	—	国登録有形文化財(2011)
⑰	赤穂塩務局 Ako Salt Office	庁舎, 文書庫, 塩倉** Office, Document Depository, Warehouses	1908 Mar.	兵庫県赤穂市加里屋 Hyogo Pref. Ako-shi	民俗資料館 Folk Museum	付4) 川島(2001) 付5) 足立(2004)	払い下げ時に敷地分割, 塩倉を移築 **塩倉は基礎嵩上げなど改修済 **Refurbished and Painted
⑱	阪出塩務局波止浜出張所 Hashihama Salt Branch Office	庁舎****, 門柱**** Office, Gatepost	1911 Mar.	愛媛県今治市波止浜 Ehime Pref. Imabari-shi	事務所 Office	付6) 大成(2005)	****2006年頃に取り壊し ****Already demolished (about 2006)
⑲	金沢煙草製造所 Kanazawa Tobacco Factory	工場(一部) Factory (Partial Preservation)	1913 Dec.	石川県金沢市玉川 Ishikawa Pref. Kanazawa-shi	古文書館 Library	付9) 石川県教委(2008) 付12) 山崎(2017)	国有形登録文化財(1996) 金沢市立玉川図書館(1978)の別館

表注) 丸数字は竣工順で, 所在地は現在の市町名。2021年5月現在取り壊し済みであっても, 調査報告や書籍で取り上げられているもの(表中黒丸数字)は含めた。既往調査は稿末の「付録」にて一覧とする。
Note) Black circled numbers indicate those that are no longer extant.

2. 営繕組織の概要と依拠史料

妻木頼黄を主軸とした明治後期の大蔵省営繕組織の沿革や主要な技術者の来歴については、既に豊富な既往研究^{1), 3), 4), 6), 8)}がある。それらを踏まえ、本章では専売施設群の施設計画を管掌した各組織の体制構築について整理する。なお、本稿では各組織の編集発行による営繕報告書を主な依拠史料とする。その収録内容や史料性格についても、ここで併せて整理する。(Fig. 3)

2.1 臨時葉煙草取扱所建築部の体制

2.1.1 組織の構成と在籍技術者

臨時葉煙草取扱所建築部（以下、取扱所建築部と略）は、明治

31（1898）年1月の葉煙草専売法施行に先駆けての準備業務のために同29（1896）年11月に設立された。編成は「臨時葉煙草取扱所建築部官制」^{註6)}にて定められ、庶務掛と建築掛から成った。(Fig. 4) 各定員は部長（勅任）1人・事務官（奏任）専任1人・技師専任2人・技手専任60人・書記（判任）専任5人で、部長は目賀田種太郎（大蔵省主税局長）が務めた。庶務掛長には事務官の島田剛太郎が、建築掛長には妻木が就いた。建築掛の下には員数の割り振りは不明だが4つの分科が置かれ、各主任には川口直助（監督科）・鎗田作造（設計科）・沼尻政太郎（調査科）・小林金平（製図科）の技手^{註7)}が充てられた。いま一人の技師である矢橋賢吉についてはとくに役職名



Photo 1 ① Senmaya (Iwate)



Photo 2 ② Kamo (Okayama)



Photo 3 ④ Tsuyazaki (Fukuoka)



Photo 4 ⑤ Komatsu (Yamaguchi)



Photo 5 ⑧ Aboshi (Hyogo)



Photo 6 ⑫ Chofu (Yamaguchi)



Photo 7 ⑮ Saza (Nagasaki)



Photo 8 ⑯ Yamada (Okayama)



Photo 9 ⑰ Ako (Hyogo)



Photo 10 ⑲ Kanazawa (Ishikawa)

出典) 筆者撮影。(Photo 1-10 共通)

Sources) Photographed by the author.

Current Status of Existing Facilities and Remains Scattered throughout Japan
全国各地に点在する現存建築物・遺構の現況

和暦	M29	30	31	32	...	37	38	39	40	41	42	43	44	45	T2	3	4
Year	1896	1897	1898	1899	...	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915
組織	臨時葉煙草取扱所建築部 Provisional Building Department of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau																
	大蔵省臨時建築課 Provisional Building Section of the Ministry of Finance																
関連工事	葉煙草専売所本支所新営工事 本支所増設工事(第一~四期) 出張所建築工事																
	徴収物件調査 煙草製造仮工場新営工事 塩専売所仮建物新営工事 塩務局所新営工事 専売支局塩倉其他新営工事																
記録	臨時葉煙草取扱所建築部建築一班																
	臨時葉煙草製造準備局建築部 臨時葉煙草製造準備局成蹟三班 第一編建築部 大蔵省臨時建築部年報 第一 第二-1 第二-2 第三 第四 大蔵省臨時建築部 臨時建築課年報 第五 第五-2																
主要在籍技術者	Tsumaki, Y. 妻木 頼黄	建築部長 Chief Architect															
	Yabashi, K. 矢橋 賢吉	臨時税関工事部技師 第一課長 Chief Architect of the 1st Section															
	Kawaguchi, N. 川口 直助	監督科主任 Unit Chief															
	Yanita, S. 鎗田 作造	設計科主任 Unit Chief 横浜正金銀行建築監督技師 第一課勤務 Staff of the 1st Section															
	Numajiri, S. 沼尻政太郎	調査科主任 Unit Chief 臨時税関工事部技師 監督係主任 第一課勤務 Staff of the 1st Section															
	Kobayashi, K. 小林 金平	製図科主任 Unit Chief 臨時税関工事部技師 第一課勤務 Staff of the 1st Section															
	Chichibu, T. 秩父 忠鉦	横濱支部建築掛長 Chief Architect of Yokohama Branch Office															
	Okubo, T. 大久保 忠親	臨時税関工事部技師															
	Kataoka, M. 片岡 眞	警視庁技手 司法技手 第一課勤務 Staff of the 1st Section															
	Ota, T. 太田 毅	在官のまま満終技師															
		顧問・委託 Advisers															
		技師 Architects															
		技手 Subordinate Technicians															
		嘱託 Commissioned Officers															

Fig. 3 Overview of Ministry of Finance's Building and Repairs Department and the Building for Monopolies in the Late Meiji Era
明治後期の大蔵省営繕組織と専売制施行に向けた施設計画の概要

出典) 「組織」は参考文献 4) pp. 78-85 「大蔵省臨時建築部と国会議事堂・略史」を元にした。「関連工事」及び「主要在籍技術者」の在籍期間や職位は「営繕記録」欄に挙げた各種史料の記載による。大蔵省在籍前後の職歴は参考文献 8) を参照した。

や所属分科が記されていないことから、妻木の片腕としてその補佐や各科間の連絡調整に当たったと推察される。

官制上の定員設定に対し、葉煙草専売所の造営は日清戦争後の官民の経営急拡張や軍拡時期と重なっており、そちらに多くの建築技術者が必要とされたことから専任の技手の確保は困難を極めた^{注8)}。専売法の施行を目前に控え、竣工検査や引き渡しの手続きで繁忙を極めた明治30(1897)年12月は最も多く人員が必要とされたであろう時期だが、そこでも実在籍者数は定員の半分が充足するに過ぎない。その不足分を少しでも賄おうとしたものか、官制では設定されない兼務者や雇員の任用が見られる。(Table 2) 兼務者の原所属先については「茨城県技手 剣持寛温」の記載がある他、長崎税関・神戸税関・造幣局・葉煙草専売所の大蔵省関係機関が列記される。また、雇という任用形態には建築技術者とそれ以外の者が混在する。技手との明らかな任用基準や担当職務の違いは見当たらない^{注9)}が、非官員であることから時宜に適した柔軟な任用解用が可能であったと推測される。

専売法施行後も増設工事が数期にわたって続いたが、技手・雇員の在籍数がともに三分の一以下に大きく減少していることから、必要人員自体が急減したものと考えられる。取扱所建築部は、結局は定員を割り込んだ状態のままで業務を完遂しており、元々の定員設

Table 2 Number of Employees Assigned to Provisional Building Department of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau (1896-99)
臨時葉煙草取扱所建築部の在籍職員実数 (明治29-32年)

	官名と実数 Positions and Actual Numbers						総数 Total
	部長 (1) Minister	事務官 (1) Officers	技師 (2) Architects	技手 (60) Subordinate Technicians	書記 (5) Clerks	雇 Employees	
'96.12	1	1	2	9	3	37	53
	-	k2	-	k4	k9	-	k15
'97.12	1	1	2	31	5	94	134
	-	k1	-	k1	k5	k2	k9
'98.12	1	1	2	9	5	24	49
	-	-	-	k1	k7	k2	k10
'99.2	1	1	2	9	3	19	35
	-	-	-	k2	k7	k2	k11

k 兼務者を示す。 Indicates concurrently appointed faculty.

表注) 官名横の括弧内数字は定員を表す。

Note) The number in parentheses indicates the capacity.

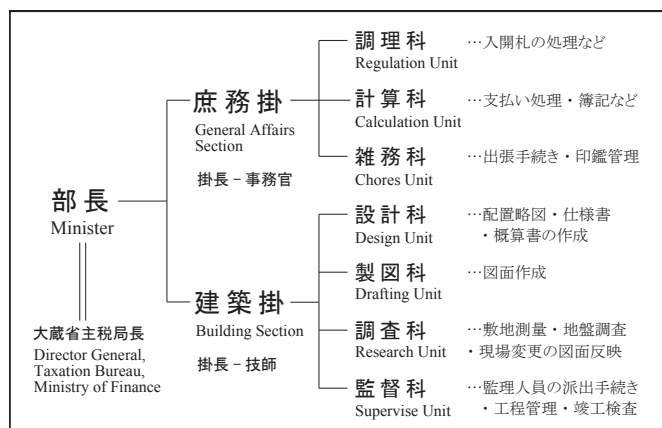


Fig. 4 Organization of Provisional Building Department of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau
臨時葉煙草取扱所建築部の部署編成

出典)「臨時葉煙草取扱所建築部官制」及び「同処務細則」より筆者作成。

定が大幅に余裕を見込んだもので、定員の割り込みはある程度は想定内のことであった可能性もある。

2.1.2 史料の概要

『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』^{注10)} (臨時葉煙草取扱所建築部 編, 1899年3月発行。以下『建築一班』と略)は葉煙草専売所を構成する事務所や収授所、倉庫などの施設群の竣工一覧や設計図面、仕様書などを収めた営繕記録として編集され、部長の目賀田から大蔵大臣松方正義への報告書の体裁がとられている。工費の概算や建設資材の調達のため、各地の物価を比較調査した詳細な成果も含まれる。仕様書や図面など設計資料は巻末に付録として収録されるが、各部詳細図などは紙幅の制限上掲載省略される。また、所属部員と各人の在籍期間の一覧も掲載がある。

なお、国立公文書館所蔵の「松尾家文書」中の簿冊「財政 専売 (葉煙草専売 (外国法規、意見其他、法規、葉煙草取扱及取扱所))」^{注11)}には葉煙草専売制導入時の大蔵省内の検討資料が含まれる。このうち、施設計画に関わる史料としては「葉煙草取扱所新築に関する件上申」(明治30年12月)・「葉煙草取扱所出張所建築事務一覧表」・「葉煙草取扱所本支所工事成績表」・「葉煙草取扱所本支所敷地建物計画一覧表」(明治31年5月)などがある。いずれも大蔵省用箋に筆書きされ「妻木」の押印が見られる。記載内容や掲載される表の書式が共通することから、『建築一班』はこれらを集成し取扱所建築部の廃止に際して刊行したものと推定される。

2.2 臨時煙草製造準備局建築部の体制

2.2.1 組織の構成と在籍技術者

明治32(1899)年3月の取扱所建築部閉鎖から5年後、日露開戦後の同37(1904)年4月に設立された臨時煙草製造準備局建築部(以下、準備局建築部と略)は、その名称通り煙草製造所の造営を主な任務とした一方で、同時期に計画された塩専売所仮建物の新営工事をも管掌した。前者については第4章で、後者は第5章で扱う。

準備局長官は阪谷芳郎(大蔵次官)が、建築部長は妻木がそれぞれ務めた。部署は建築事務を扱う第一課と庶務系の第二課に分けられ、第一課の各係の下にはさらに分科が置かれた。(Fig. 5) その定員は「臨時煙草製造準備局官制」^{注12)}によって長官1人・部長2人・事務官(奏任)専任4人・技師(1人のみ勅任)専任9人・属(判任)専任28人・技手専任48人とされた。このうち、属官の職務は「属

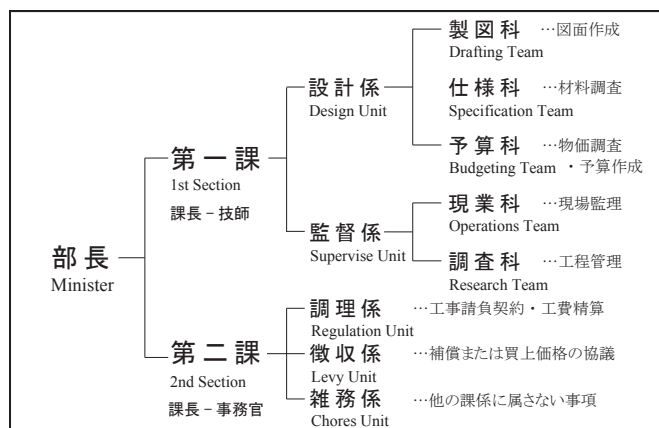


Fig. 5 Organization of Provisional Building Department of the Tobacco Monopoly Bureau
臨時煙草製造準備局建築部の部署編成

出典)「臨時煙草製造準備局官制」及び「同処務細則」より筆者作成。

Table 3 Number of Employees Assigned to Provisional Building Department of the Tobacco Monopoly Bureau (1904-05)
臨時煙草製造準備局建築部の在籍職員実数（明治 37-38 年）

	官 名 と 実 数 Positions and Actual Numbers									
	部長 (1) Minister	事務官 (1) Officers	技師 (9+2) Architects	属 (28+5) Subordinate Officials	技手 (48+35) Subordinate Technicians	事務取扱 Clerical Staffs	雇 Employees	臨時雇 Temporary Hired	嘱託 Commissioned Officers	総数 Total
1904.12	1	1	3	11	13	1	40	3	7	80
	-	-	k3	k4	k9	-	k6	-	-	k22
1905.9	1	1	4	11	23	1	55	-	7	103
	-	-	k4	k7	k6	-	k8	-	-	k25

k 兼務者を示す。 Indicates concurrently appointed faculty.

表注) 官名下の括弧内数字は作業部と建築部の合計定員を表す。「+」以降の数字は塩専売制準備に伴う建築部の定員増加分を示す。(M38.1 変更)
Notes) The numbers in parentheses indicate the total capacity of the Work and Building Departments.
The numbers after the "+" indicate the increase in personnel since January 1906.

ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス」と規定されており、取扱所建築部における書記に相当する。またこの定員は、準備局内に建築部とともに設置された作業部の人員も併せた数で、建築部のみの定員は資料に乏しく不明である。作業部は会計処理の他に煙草製造用の機械や器具の手配、原材料の葉煙草の調達や回送、販売機関の整備に関する準備業務を担当したため、事務官や属だけでなく機械分野や農業分野を専門とする技術者も在籍した。

建築部専任の技師^{注13)}には妻木・矢橋の他に取扱所建築部技手から昇任した小林金平や兼司法技師の太田毅がいる。明治 38 (1905) 年 1 月には塩専売制施行の準備業務のための技師専任 2 人・属専任 5 人・技手専任 35 人の定員増が建築部に認可^{注14)}されたが (Table 3), 同年 5 月の太田の任用までは間があり直接の関連はわからない。

2.2.2 史料の概要

『臨時煙草製造準備局成績一斑』は葉煙草専売から煙草製造専売への拡大移行のための準備業務全般の報告書^{注15)}である。二冊に分冊されるうち前編は「第一編作業部」であり、建築事務とは直接関係ないため本稿では割愛する。後編にあたる「第二編建築部」(大蔵省臨時建築部 編, 1906 年 3 月発行。本稿では以下この「第二編」を『成績一斑』と略)は、前掲の『建築一斑』と同様に竣工記録や設計図面、仕様書などを収めており、在籍者の一覧も掲載がある。その収録図面は後掲する (Fig. 7, 10, 11) が、立面図など一部のは絵画的な図面表現が特徴的である。

2.3 大蔵省臨時建築部の体制

2.3.1 官制改正と定員の変化

準備局建築部を継承して明治 38 (1905) 年 10 月に発足したのが、大蔵省臨時建築部 (以下、臨時建築部と略) である。「大蔵省臨時建築部官制」^{注16)}によると、定員は部長 1 人・事務官 (奏任) 専任 1 人・技師 (1 人のみ勅任) 専任 5 人・属 (判任) 専任 15 人・技手専任 55 人とある。勅任の技師 1 人とは、部長の妻木のことを指す。

翌 39 年 4 月には臨時税関工事部の廃部に伴って残存業務や在籍人員を吸収し、事務官 (奏任) 専任 3 人・技師 (2 人のみ勅任) 専任 18 人・属 (判任) 専任 35 人・技手専任 100 人となった^{注17)}。さらに明治 40 (1907) 年には「明治 40 年度以降継続費トシテ予算成立セル煙草製造専売創業建設費工事ハ全国各地ニ跨リ其製造工場ノ如キハ煉瓦造ノ永久的建築ニ係リ…本邦ニ於ケル大事業ニ属シ到底現在ノ職員ヲ以テ処弁スルコトヲ得ス故ニ大蔵省臨時建築部職員ヲ増加スル必要アリ」として官制が改正^{注18)}され、事務官 (奏任) 専任 4 人・技師専任 26 人・属 (判任) 専任 56 人・技手専任 144 人に増員された。重ねて同年中には東京衛生試験場所の臨時建築事務掌

理のために技手 4 人・属 2 人の臨時増員が追加で認められた^{注19)}。在籍実数の経時的な変化は記録されていないが、とくに技手の定員枠が容易に充足されたとは考えにくく、これらがどこまでの実態を伴う組織拡張であったか現状では明らかでない。(Table 4)

定員はこれを頂点に、明治 43 (1910) 年 3 月にはさらなる官制改正^{注20)}により、属 (判任) 専任 51 人・技手専任 124 人へと減員に転じた。技師や事務官の定員は変化がない点や技手の定員は元々充足されていないであろうことから、在籍者の実数の影響の程度は不明である。ただ、妻木と同年代の鎗田・沼尻は同時期に退任しており、少なくとも技術者の世代交代の契機とはなっている。

臨時建築部は大正 2 (1913) 年 5 月の妻木退任後、6 月に行政整理により大臣官房臨時建築課へと縮小された。定員は事務官 (奏任) 専任 1 人・技師 (奏任, うち 1 人勅任) 専任 17 人・属 (判任) 専任 34 人・技手 (判任) 専任 89 人とされ^{注21)}, 課長には臨時建築部第二課長の丹羽鋤彦を経て矢橋が就いた。

2.3.2 史料の概要

臨時建築部の年度毎の営繕成果は『大蔵省臨時建築部年報』(以下、『年報』と略)に纏められ、第一から五までの刊行がある。ただし、第一 (1909.3) には明治 38 年度途中から 39 年度まで 1 か年半分が集成される。第二 (1910.4) も同様に 40 年度分を収録対象とする第一編と 41 年度分の第二編から成る。第三 (1911.3)・第四 (1912.7) は単年度毎の発行だが、第五は明治 44 及び 45 年度分の内容ながら刊行は大正 6 (1917) 年度末まで遅れ、その間の組織改編により正式には『大蔵大臣官房臨時建築課年報 第五』と題される。

これら『年報』のうち専売関連の施設計画についての内容としては、第一・第二に煙草製造所と塩務局所、第三・第四に煙草製造所、第四には他に専売支局塩倉、第五に煙草製造所の各新営工事が収録される。ただし、個々の工事に関する記載内容は現場監理の出張記録が逐一掲載された『建築一斑』や『成績一斑』と比べて格段に簡略化されている。掲載図面もごく一部の主要なもの以外は大半が省略され、紙幅の制約によるものか、所属部員の名簿も掲載がない。

2.4 小結

3 つの営繕組織の構成を通覧し、官制で設定された「専任」の技師・技手の定員に対して、実際の在籍者数は大きく乖離する状況が常態化していたことを確認した。その要因としては、日清戦争後の急激な経営拡張期において人材確保の現実的な裏付けに乏しかったことがまずは考えられる。定員設定の根拠が不明なために推論とならざるを得ないが、そもそもの設定が過大で、業務遂行上はその充足に拘る必然性に乏しかったことも想定される。

Table 4 Number of Employees Assigned to Provisional Building Department of the Ministry of Finance (1907.3)
大蔵省臨時建築部の職員実数（明治40年3月時点）

在勤部 Affiliation	官名と実数 Positions and Actual Numbers										
	部長(1) Minister	支部長(1) Branch Chiefs	事務官(3) Officers	技師(18) Architects	属(35) Subordinate Officials	書記 Clerks	技手(100) Subordinate Technicians	事務取扱 Clerical Staffs	雇 Employees	顧問・嘱託員 Commissioned Officers	総数 Total
本部 HQ	1	-	1	7	20	-	35	2	103	14	183
横浜 Yokohama				k5*	k4		k4		k3		k16
	-	1*	-	5	7	2**	25	1	51	5	97
神戸 Kobe					k2**						k2
	-	1	1	1	6***	-	8	-	9	8	34
計 Total						k1***					k1
	1	2	2	13	33	2	68	3	163	27	314
				k6	k6		k5		k3		k19
	k	兼務者を示す。					Indicates concurrently appointed faculty.				
備考 Notes	*	横浜支部長より本部勤務技師に1名は兼任					One is the same person.				
	**	横浜支部勤務書記より同属に2名は兼任					Two of them are the same person.				
	***	神戸支部勤務属より同技手に1名は兼任					One is the same person.				

表注) 官名下の括弧内数字は臨時税関工事部吸収後 (M39. 4) の定員。 Note) Figures in parentheses are the number of employees since April 1906.

加えて、技術者の専任を明記した官制では規定されない、兼務者の任用や地方吏員への委嘱が見られることを指摘した。各工事内容については次章以下で整理するが、こうした人材登用が、とくに現場監理の方式や人員配置に大きく影響を与えた要因として挙げられる。一方で、非技術者である事務官や書記、属官の在籍実数は技師及び技手に比べて相対的に充実した状況が見て取れる。

3. 葉煙草専売所の施設計画

3.1 新営工事の概要

日清戦争後の増税策の一環として導入された明治31(1898)年1月の葉煙草専売法施行により、耕作者は収穫した葉煙草全量を乾燥調理の後に管轄の専売所へ納付することを義務付けられ、鑑定と秤量を経て買取相当額にあたる賠償金の交付を受けることとなった。

葉煙草専売所は葉煙草産地の交通の要衝に置かれ、その総数は建坪6万3千坪余、倉庫・事務所・収授所から成る本所 (Photo 11) が全国^{注22)}に61か所、独立した事務所を置かない支所・出張所 (Photo 2) が計120か所以上に上った。その分布が広範に及ぶことや、専売法施行までの準備期間が限られたこと、加えて工費抑制の必要もあり、大半は「堅牢実用」^{注23)}を旨に同一の形態と仕様の標準設計により木造で建設^{注24)}された。ごく一部、諸外国への輸出入の窓口となる横浜・神戸・長崎の専売所のみが耐火性能と外観意匠を重視して煉瓦造での建設とされた^{注25)}。(Table 5)

3.2 工事の展開と運営管理

各地の工事は敷地選定^{注26)}やその買上契約の都合により多少の前後はあるが概ね同時に進行した。早いもので明治29年度末に工事契約をして約一週間後に起工、半年後に竣工を迎える流れだった。

現場監理の枠組みとしては、設計意図を施工者に適切に伝達し指示するため、工事入札に際しての説明員の派遣に加えて工期中現場に常駐する監督員が設置された。さらに本州・四国・九州を7つの工区^{注27)}に分け、監督員に本部の指揮命令を伝達する監督員を巡回させる二重の監理体制^{注28)}が敷かれた。監督員は技手と雇員が担ったのに対して、監督員は命令系統上監督員の上に位置付けられ、技手及び技師が務めるよう規定された。(Table 6, Fig. 6)

全国各地で同時施工される施設群の工期遵守と品質管理のため、

本支所工事は原則「本部直轄」で監理^{注28)}された。しかし既述の通り専任技手の不足が著しかったため、例外的措置として地方在勤の大蔵省官吏に現場督役が命じられた例^{注29)}があった。さらに出張所の工事は本部で処理する余力がなく、所在府県に勤務する建築技術者に監理が全て委嘱^{注30)}された。それら出張員や嘱託員のための「臨時葉煙草取扱所建築部出張員心得」、監理報告用の「葉煙草取扱所新築工事工程報告書」等の多数の書式が作成配布され、本部と現場との文書のやり取りによる監理体制の構築により各地の工事の出来形管理^{注31)}が図られたことが窺われる。契約書中には一日の遅延につき請負金の百分の二という高率の過怠金支払いが課され^{注32)}ており、請負者にとっては工期遵守の重圧となったことが推測される。

3.3 様式・構法の選択

個々の建築物の外観様式に着目すると、「西洋形」^{注33)}の事務所



Photo 11 Panoramic View of Ota (Ibaraki)

太田葉煙草専売所（茨城県）の全景

出典) 『建築一班』巻末収録写真より引用。筆者が筆。

Table 5 Outline of the Building of the Leaf Tobacco Monopoly Bureau
葉煙草専売所の建築概要

工事区分 Distinctions	数量 Quantity	基本方針 Basic Policy	主要建物 Facilities	様式・構造 Style & Structure
新営工事(一二期) Additional Fortifications	本所: 61 Bureau	・堅牢実用ヲ主トシ ・小屋構造ハ経費ヲ節約セシメ和洋風ヲ調味	事務所 Office	西洋形木造平屋建 Wooden Structure, Seiyo-gata
	支所: 24 Branch Bureau	・総テ一定セル工事ニアリテハ悉ク之ヲ印刷ニ附シ之ニ法ヲ施行セリ	倉庫 Warehouse	煉瓦造2階建 (横浜・神戸・長崎) Brick Masonry, Two-Storeyed Building
	出張所: 98 Branch Office	・産額ノ数量ニ応ジ甲乙丙ノ三等ニ區別	収授所 Grading Office	瓦張造 Tile Boarding
				板張造 Wooden Boarding
新築工事(三期) New Construction Works				木製平屋建 Reinforcing Wakoya-Hut
				木製平屋建西洋小屋方形造 Wooden Structure, Truss-hut

出典) 『建築一班』 pp. 72-104 「第三編 設計」より筆者作成。

Table 6 Supervisory Staff and Their Respective Roles
監理要員とその役割

職名 Roles	主 な 業 務 Main Duties	要旨 Brief
説明員 Expositor	工事請負人ニハ請負人心得図面仕様書及契約書案ヲ示シ尚ホ開札前部員ヲ派出シ各種施工ノ要點ヲ詳細ニ説明セシメ以テ他日ノ誤解ナカランコトヲ期シタリ 『建築一班』「第四編 工事請負人札及契約」p.133「工事説明」	I.
督役員 Foreman	日々仕様図面ヲ携シテ早出晚退其工場全体ノ取締ニ注意スルハ勿論諸般般材料蒐集…常ニ此等大体ノ整理ニ着目ヲ加エ又材料ノ如キハ使用前其品質ノ良否ヲ調査シテ仕様ニ合格セサルモノアルトキハ適当ノ良材引換ユルヲ待チテ之ヲ場外ニ排斥シ各仕口ニ於テモ須要ナル部分ニ対シテハ予メ検査ノ苟モ粗材濫造ノ虞ナカランコトヲ期セリ 『建築一班』「第五編 工事」p.307「督役」	II.
監督員 Supervisor	各工場ヲ巡回セシメ厳正ニ諸般ノ事項ヲ監督シ本部ノ指揮命令等ヲモ各督役員及請負人等ニ伝フルノ機関ヲラシメタリ…一区域ヲ一監督員ニ一任セシメ交互ニ転換シテ之ヲ差遣セシメタリ又監督ノ統一ヲ期センカ為メ時ニ技師ヲ派遣シ… 『建築一班』「第五編 工事」p.313「監督」	III.

表注) 下線筆者。

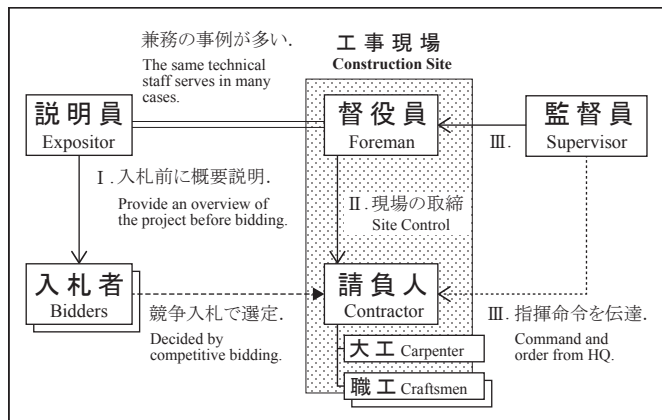


Fig. 6 Diagram of Construction Supervision in the Building of the Leaf Monopoly Bureau
葉煙草専売所造営時の現場監理の図式

出典) 『建築一班』 pp. 134-332 「第五編 工事」より筆者作成。

(Photo 1) とそれ以外とに大別される。事務所以外の施設群に採用された洋風・洋式の要素としては、収授所の小屋組が真東組であることや布基礎、筋違など構法上のものが散見されるのみで、装飾として特筆されるものは見られない。個々の外観は数の上では洋風でないものが支配的だが、こと更に日本的な表現が強調されたものではない。これは在来の手法の手堅さと経済性に対する信頼によるものと考えられ、工事運営管理の円滑化を優先した仕様策定が窺われる。寸法体系は様式及び構法に関わらず、全て尺貫法となっている。

4. 煙草製造所の施設計画

煙草製造専売制の導入は明治 37 (1904) 年 4 月の煙草製造準備局設置から 7 月施行と期間が短く、戦時下であったこともあり従前の葉煙草専売所とは異なる段階的な施設整備が図られた。(Table 7)

4.1 民間施設の徴収

先ずは既存民間資本の土地施設及び機械設備や器具、巻紙などの原材料の強権的な徴収が実施され、徴収物件の買い上げ価格算定のための調査を準備局建築部が担った。東京・大阪・京都など計 17,8 か所の調査のために三班が編成され、その巡回により公平な調査^{注 34)} が期された。なお、建物係 (三人以上)・機械係 (製造機械係一人以上、原動力機械係一人以上)・器具係 (二人以上) が調査を分担したため、技師や嘱託員には建築分野以外に機械工学分野

の専門家も含まれた^{注 35)}。それら出張員の統制のため、建築部長の妻木からの訓示とともに「物件徴収目録調成規定」及び「徴収目録調成ニ関スル出張員調査順序」等が下達された。調査項目や作業手順のみならず、服務態度についての注意も含まれる^{注 36)}。

4.2 木造仮工場の新営工事

4.2.1 工事の概要と運営管理

民間工場の徴収に続いて木造平屋建ての煙草製造仮工場 (Fig. 7) の新営工事が進められた。時間的制約のために計画敷地の測量の大半は官有財産整理図面に基づいて机上で行われた^{注 37)}。また、工費予定価格設定のための建築材料及び労力の時価調査は、建設地近辺の専売局や税務署など大蔵省関係機関の協力によって遂行された。

前章の葉煙草専売所の現場監理では、本部からの人員派出を原則として、それが難しい場合に地方の建築技術者が任用された。仮工場の現場監理においても、工事説明員・督役員・監督員の三者による体制が採られてはいる。しかし内実には、本部人員の不足や出張経費の節減のため、各府県や既設の大蔵省管轄下の機関に所属する現地の技術者が嘱託として大規模に動員^{注 38)} され、本部からの派出は一部に留められた。(Fig. 8) 当初は人手不足を補うことを第一義に導入された監理業務の委嘱が、戦時下の省力化と工期短縮の手段とされ、結果的に部外の技術者の任用が拡大されたことが窺われる。

4.2.2 様式・構法の選択

仮工場の様式と構法は、『成蹟一斑』の「第二章建築 第三項建築計画ノ要旨及其ノ建設物ノ種類構造」に記述がある。(下線筆者)

一 建築様式

建物ノ排列、部室ノ配置及外観ノ容姿等ハ和式ニ依ラス主トシテ洋式ヲ採レリ…操業上ニ敏活ヲ与ヘ建物ノ整調ヲ示シ…最も適当ナルノミナラス将来文化ノ発達スルニ從ヒ地方僻陋ノ地ト雖モ漸次従来ノ様式ヲ改良スヘキハ自然ノ趨勢ナルヲ以テ…

一 構造

構造ハ建築様式ニ反シ洋式ヲ採ラス…和式ニ依レリ是レ其ノ地方ノ請負人大工及職工ノ多クハ洋式構造ニ慣レサルヲ以テニハ工事ノ完全ヲ期シ難キト一ニハ是レカ為メニ請負金ヲ増加スルノ恐レアルト尚ホ一ニハ若シ洋式ヲ採ランニハ適当ノ現場監督員ヲ比較的多数ニ派遣シ工事ノ督役ヲ周密ナラシムルノ必要アルヲ以テ徒ニ経費ヲ増大ナラシムルノ不利益アルトニ由レリ
ここから、急施工と経済性優先の仮設建築ながら機能性が考慮されている他、将来的な発展性も考慮の上で部分的ながら洋式の計画が取り入れられていることがわかる。また、構造を洋式としなかった理由の一つに現場督役員派遣の経費が挙げられており、工事運営管理上の懸念が設計内容にも影響を与えたことが見て取れる。

4.3 煉瓦造製造所の新営工事

仮工場竣工後に準備局建築部は廃止され、臨時建築部によって明治 38 年度から本計画が開始された。概要を『年報 第一』の「第一章 専売局煙草製造所新営工事」から以下に示す。(下線筆者)

第一節 沿革

煙草製造仮工場ノ建築及徴収家屋ノ修繕模様替等ナルモ元是レ煙草製造ノ急施ニ応スル為メノ一時的仮設備…ヲ完全ニスル為

第二節 工事計画

建物ノ配置及様式ハ…原料及製品ノ荷役便否ヲ主眼トシテ各建物ヲ配列シ又作業室ノ採光ト耐震の構造トヲ旨トシ全国ノ製造

所ヲシテ同一ノ型体ヲ保タシムル…其主要建物タル工場及動力室等ハ煉瓦造又ハ石造トシ其他ハ経費節約上木造トシ各製造所ノ完成期ヲ明治四十七年度末トセリ

これは、淀橋製造所（明治43年3月竣工，Fig. 9）を皮切りに約10年間で全国24か所の組積造主体での新営を予定した長期的な計画であり，短期間の同時工事となった従前の木造での施設整備とは性格が異なる。『年報』の収録対象が明治45年度末迄のため工事の結末の記述はないが、『専売二十五年誌』（専売局 編，1922.11）には工場整備の全容について以下のように紹介がある。（下線筆者）

…大正四年度ヲ以テ此ノ制度ハ円満ナル終局ヲ告ケタリ、工場ノ建築ハ工費約二千万円ヲ投シ製造開始以来二十箇所ヲ竣工シ現ニ工事中ニ属スルモノ四箇所アリ是等ノ新営工場ノ多クハ煉瓦若ハ鉄筋混灰土建…

鉄筋コンクリート造への言及は『年報』中の記載には無く，中途での計画変更が窺い知れる。『年報 第五』が収録する大正元（1912）年度分以降，『専売二十五年誌』刊行までの約10年間の工場建設の体系的な記録に欠けるため，鉄筋コンクリート造への切り替えが具体的にどの段階から何を契機に始まったのかは現状では詳らかでない。考え得る要因としては，「防火床」^{注39)}の採用など火災対策を施していた淀橋製造所が大正9（1920）年2月末に失火で全焼^{注40)}したことから，耐火性の不足が認識された結果である可能性はあろう。いずれにせよ，速成を最優先するために途中段階での計画や仕様の見直しがあり得なかった木造による施設整備との計画方針の違いを示す一例と言える。さらなる調査が必須だが，煉瓦造の衰退と鉄筋コンクリート造普及の契機として理解される関東大震災との関連性の有無^{注41)}も含め，今後重要な検討課題となるだろう。

5. 塩務局の施設計画

煙草製造同様に仮工事を経た段階的な整備となった。（Table 8）

5.1 塩専売所仮建物の新営工事

5.1.1 工事の概要と運営管理

明治38（1905）年1月の塩専売法公布後，2月に建築費予算の配賦を受け，6月の施行迄の約4か月間という短期間で施設整備が求められた。差し当たり各地の民有建物を借り上げたが，不足分を補うために「一時的仮建物ノ新営ヲ要スルモノ五十六箇所此ノ坪数約二万坪」^{注42)}が造営された。大蔵省主税局による敷地選定や借上手続きと並行して，「昼夜兼行」^{注42)}の強行軍で仮庁舎・仮貯塩庫・上家・倉庫夫控所などが設計された。（Fig. 10, 11）それらは「本建築ノ竣工ニ至ル迄ノ間ニ要スル一時的仮設備」として，角材ではなく丸太材の使用など「構造ヲ簡易輕便トシ工費ノ節約」^{注42)}が図られた。基礎打設を要さない掘立柱は海浜の強風対策でもあった。また，建築材料の入手困難による工期遅延防止と工費の膨張抑止のため，瓦葺の代替の草葺屋根や板ガラスの替わりの紙張障子油引といった全国何処でも調達容易で安価な建築材料が選択された。草葺屋根とされた背景には，塩は焼損しても品質に影響ないことや周囲は塩田で人家と離れており類焼の危険が少ないとの判断もあった。

監理体制としては，葉煙草専売所の造営時と同様の説明員・督役員に加えて，全国7区に各一名の常置監督員を配置した^{注43)}。さらに本部からは，常置監督員の臨場時期とは外して臨時監督員が派遣された。その際，本部からの出張員には現地処理の円滑化のために

Table 7 Outline of the Building of the Tobacco Factory
煙草製造所の建築概要

工事区分 Distinctions	数量 Quantity	基本方針 Basic Policy	主要建物 Facilities	様式・構造 Style & Structure
民間煙草工場敷収・模倣替工事 Levy on Private Tobacco Factory	村井兄弟：6 東洋印刷：1 岩谷：11 千葉：7	・秘密ヲ保ツヘキコト Should be kept confidential. ・清廉ナルヘキコト Should be upright.	土地 Land 建物 Factory 器具・機械 Machine	・既成構造物中脆弱ノ部分ハ之ヲ取換若ハ添木ヲ為シ以テ堅牢ヲ計リ又耐震的構造ノ趣旨ヲ以テ各所ニ筋違若ハ狭方柱ヲ施セリ Reinforcement of vulnerable parts
仮工場新営工事 New Construction of Temporary Tobacco Factory	70か所	・極メテ短日月ノ間ニ竣工ヲ要スル一時的仮建築ナルヲ以テ努メテ工費ノ経済的ナルコトヲ要スル	工場 Factory 事務所 Office 貯蔵所 Storehouse	木造平屋建 Wooden Structure 小屋構造ハ和洋両風ヲ折衷 Mixed-Style Roof Truss 耐震的構造 Quake-Resistant Structure
製造所新営工事 New Construction of Tobacco Factory	24か所	・構造ハ堅牢ヲ旨トシ永久的且ツ防火設備ヲ施ス ・最近欧米各国ニ建設セラレタル諸工場ノ長短ヲ取捨参酌	工場 Factory 事務所 Office 倉庫 Warehouse	木造/煉瓦造/石造 Wooden / Brick Masonry / Stone-Built 木造/煉瓦造 Wooden / Brick Masonry 木造/煉瓦造 Wooden / Brick Masonry

出典)『成績一斑』pp. 2-277「第一章 徴収及買上・第二章 建築」及び『年報 第一』pp. 2-21「専売局煙草製造所及其他新営工事」より筆者作成。

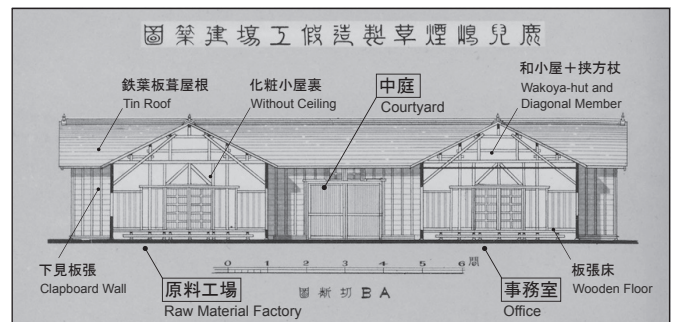


Fig. 7 A-B Section of Kagoshima Temporary Tobacco Factory
鹿児島煙草製造仮工場建築図（AB 切断図）

出典)『成績一斑』pp. 185-186間の掲載図面より縮小引用。筆者加筆。

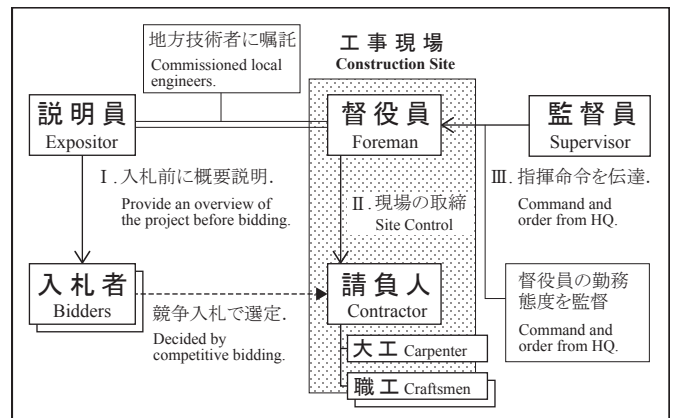


Fig.8 Diagram of Construction Supervision in the Building of the Temporary Tobacco Factories
煙草製造所仮工場造営時の現場監理の図式

出典)『成績一斑』pp. 249-267「第一款 第六項 工事説明及現場督役・第七項 監督」より筆者作成。

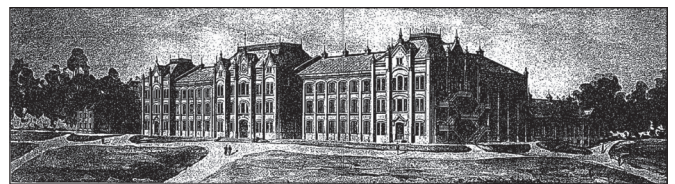


Fig. 9 Perspective View of Yodobashi Tobacco Factory
淀橋煙草製造所外観透視図

出典)『年報 第一』pp. 20-21間「淀橋煙草製造所建築設計図」より引用。

事前講習が施された^{注44)}。塩専売所の仮建物の工事は竣工期限が差し迫っていたことと建設地が西日本に偏在したことから、より集中的な監理人員の配置が採られたと考えられる (Fig. 12)。従前は契約に規定されながらも適用実態が不詳であった工事遅延金については、松原・高松・湯元・鳴門での徴収が記録^{注45)}される。

5. 1. 2 葉煙草専売所の施設計画との関連

後に準備局長官となる阪谷主税局長は、葉煙草専売所竣工後の現場視察に触れた部内演説^{注46)}で、事務所が奥まっております往来に面さず倉庫との距離も遠いことを業務上不適当と指弾した。それに対して、塩専売所の構内配置は作業上の効率に配慮した整然たる合理的な配列^{注47)}が謳われ、庁舎は敷地正面側の立地と改められた。(Fig. 11) その設計趣旨は「従来官庁ノ事務室ヲ深く構内ノ奥所ニ置キ徒ニ威厳ヲ装フ如キ陋風ナキヲ旨トシ」、受付口は「銀行風」^{注42)}とされた。葉煙草専売所の配置と平面が「役所風」過ぎて非実用的との阪谷演説と内容的に照応しており、両計画の連続性が窺われる。

5. 2 塩務局所の新営工事

5. 2. 1 工事の概要と運営管理

「一時的仮設備」として急造された塩専売所仮建物の「其設備ヲ完全ニスル為本工事ヲ起スノ必要アリ」^{注48)}として、日露講和後の明治 39 (1906) 年から臨時建築部によって本工事が着手された。

施工局所の数が仮工事を倍加し長期化したことによる常駐経費増大の恐れや、塩の産額の大きな重要地の出張所の建設が優先され現場が分散したために担当区域の線引きが困難なこともあり、常置監督員は置かれていない。戦争終結による余裕もあつてか、煙草製造所仮工場の造営時ほどには外部嘱託による現場督役も多くは見られず、体制としては当初の方式 (Fig. 6) に回帰したかたちと言える。

5. 2. 2 様式・構法・材料の選択

「木造洋館」の庁舎^{注49)} (Photo 4, 5, 6, 8, 9)・塩倉 (梁間六間と四間の二種)・上家 (甲・乙・丙の三種) から成る局所構成の大枠は仮工事と同じだが、書類や帳簿の保管用に文書庫 (Photo 3, 7) が加わり、帳簿や文書の焼亡を防ぐため唯一煉瓦造で建設された。

様式選択について言及の無かった仮工事と異なり、「建物ノ排列部室ノ配置及外観ノ容姿等ハ専ラ洋式ニ抛レリ」^{注50)}とされ、外観だけでなく配置・平面計画まで作業上合理的な洋式の採用が強調される。しかし一方では「隠蔽セラルヘキ屋背ノ如キハ和式」^{注50)}ともあり、機能と外観に影響しない部分については、工事運営管理上の要請から引き続き地方大工の慣熟した和式構法が採用された。

6. まとめ

煙草と塩の専売制導入時には、漸次的な施設網の伸張ではなく、仮設であるにせよ各施行時点で一先ずは施設計画を完結させることが求められた。本稿では、その手法として次の点を明らかにした。

- i. 慢性的な専任技術者の不足を賄うため、兼務者の任用や大蔵省の地方吏員、各府県吏員への現場監理委嘱が行われた。それら部外の技術者をも含む組織運用のために多数の文書が作成配布された。
- ii. 現場監理は、説明員・督役員・監督員の三者による分業で行われた。複数名の技術者の巡回により、その統一が図られた。
- iii. 和式構法の選択は工費増大の抑制や遅延防止といった工事運営管理上の要因による。建築材料の指定においても、地方における流通状況への配慮が見られる。

Table 8 Outline of the Building for the Salt Monopoly Bureau
塩務局所の建築概要

工事区分 Distinctions	数量 Quantity	基本方針 Basic Policy	主要建物 Facilities	様式・構造 Style & Structure
塩専売所仮建物 New Construction of Temporary Salt Monopoly	57か所 総建坪 19,727坪	・一時的仮設備ナルヲ以テ…其ノ構造ヲ簡易輕便トシ工費ノ節約 ・風害ヲ防ク為メ其ノ構造ヲ堅牢…	庁舎 Office 貯塩庫 Warehouse 上家 Shed	木造平屋建掘立 (貯塩庫と上家は「丸木造り」) Wooden Shack 草葺屋根 Thatched Roof 防火不備ノ一点ハ忍ビテ之ヲ犠牲ニ供スル
塩務局所新営工事 New Construction of the Salt Monopoly Bureau	局: 6 Bureau 出張所: 108 Branch Office	・其ノ敷地ノ多クハ海ニ瀕スルヲ以テ或ハ暴風怒濤ノ…防禦上堅牢ナル構造ヲ要スル ・工費ノ節約及作業上ノ便否等ヲモ慮慮	庁舎 Office 塩倉 Warehouse 上家 Shed 文書庫 Library	木造西洋館 Wooden Seiyō-kan 木造 Wooden 木造 Wooden 煉瓦造 Brick Masonry ・多ク洋式小屋 ・天井ヲ以テ蔽ハルルモノ及各便所等ハ総テ和式小屋トシ… 筋違扶方杖等ヲ施シテ耐震的構造ヲ加味

出典) 『成績一斑』 pp. 286-409「第二章 建築 第二款 塩専売所仮建物ノ新営及補足工事」及び『年報 第一』 pp. 49-200「第二章 塩務局所新営工事」より筆者作成。

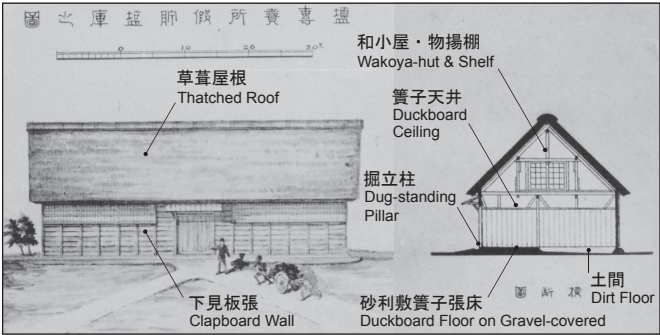


Fig. 10 Elevation and Section of the Temporary Salt Warehouse
塩専売所仮貯塩庫之図 (左: 正面図・右: 断面図)

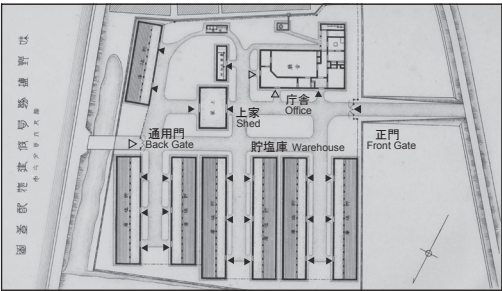


Fig. 11 Temporary Buildings Layout Drawing of Ajino
味野塩務局仮建物配置図

出典) 『成績一斑』 pp. 372-373 間の掲載図面より縮小の上で引用。(Fig. 10, 11 共通。紙面構成上, 11 は横向きでの掲載とした。)各部の仕様及び建物名称、出入口の表記は筆者の加筆。

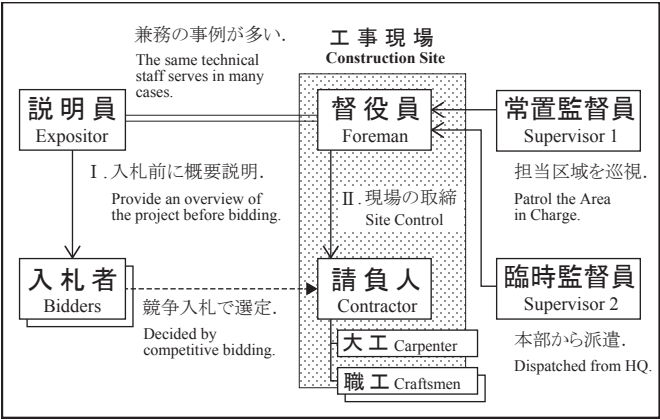


Fig. 12 Diagram of Construction Supervision in the Temporary Building of the Salt Monopoly Bureau
塩専売所仮建物造営時の現場監理の図式

出典) 『成績一斑』 pp. 388-403「第二章 第六項 工事説明及現場督役・第七項 監督」より筆者作成。

標準設計^{注5)}は一連の施設計画の構成要件ではあるが、工業規格やプレファブ工法が未発達の状況下での実現には十分でない。先述のi. からiii. は、技能水準が必ずしも一定でない多数の人員を統率しての施設計画のため、工事運営管理が設計の手法をも包含し、監理体制とも併せて総体として標準化に至った様相を示している。

他方、現時点では人工の算定など各営繕組織の定員設定の根拠に関しては明らかにできていない。人員不足の実情は管掌業務に対しての定員想定の妥当性とも併せて考える必要がある。技手と雇員の担った職務の違いなど組織運用の実相をより詳細に把握する上でも、今後の課題として挙げられる。

謝辞

本研究は、九州大学大学院人間環境学府の「令和3年度 学位取得（課程博士）に向けての研究助成」の支援により実施しました。また、掲載図表の一部については樋口紗矢さん（九州大学大学院）に作成協力頂きました。記して深甚なる謝意を表します。

注

- 注1) 本稿では、「新営工事」による造営と民間設備の徴収や借り上げなどによる調達を指すものとする。
- 注2) 本稿では、増改築や修繕を経ながらも現役の建築物としての機能を果たしているものを「現存建築物」、老朽化によりもはや建築物としての機能を果たし得ない状態のものや部分的に遺存するものを「遺構」と便宜的に区別することとした。具体的には④・⑤が後者に該当する。
- 注3) 参考文献5)では赤穂のみを扱うが、同じく長谷川による「標準設計と煉瓦積み方施工」（一般財団法人北海道建築技術協会会報, No. 13, pp. 2-3, メーソンリー建築研究会, 2017. 1）や「煉瓦積み構工法の技法と価値」（煉瓦造建築物の保存と修復, pp. 12-19, 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所, 2017. 8）では各地の遺構を横断的に比較している。
- 注4) 台湾と内地共通の専売制確立のため樟脳事務局官制（1903. 9 公布）により内地側に設置された。事務局は鹿児島・長崎・熊本・福岡・神戸の5か所だが特設は福岡と神戸のみで、他は既設の税務監督局内に併設された。その営繕に関しては資料的な制約が多く、本稿では対象外とした。
- 注5) 本稿では、営繕組織側が行う工事遂行のための運営業務全般を「工事運営管理」としている。各現場での設計意図の伝達や工事督励、そのための人員配置を意味する「現場監理」は、その中に包摂される。
- 注6) 明治29(1896)年10月公布、勅令第327号。
- 注7) 参考文献4)では、森井健介の談として「妻木四天王」とされ、妻木の「実際本位」の営繕を支えた「実際家」の筆頭と位置付けられている。川口直助は旧姓「大迫」。本稿では川口に表記を統一した。
- 注8) 『臨時葉煙草取扱所建築部建築一班』冒頭の「第一編 建築部創立及沿革」（pp. 1-3）では、以下のように言及される。（下線筆者）
技術者ノ撰定ニ至リテハ頗ル困難ノ感シタリ何トナレハ當時師団増設ヲ始メ諸般建築事業勃興シ技術家其人ニ不足ヲ感スルノ時ニ際シ一時百有余名ノ多数ヲ備聘セサル可ラサル必要アリシヲ以テナリ…
- 注9) 雇員も技手同様に単独での出張記録がある他、双方に工手学校卒業者がおり学歴面での任用基準の差異も見出せない。雇員のうち在籍期間が短い者は3か月程度だが長い者は2年以上にわたり、その点でも技手との有意な差とは言えない。
- 注10) 同書本文中で『建築一班』との表記ゆれが見られる。本稿では、日本建築学会図書館「妻木文庫」の書名登録に倣い『建築一班』に統一した。
- 注11) 松尾臣善の旧蔵資料の一部。（平23財務00986100）
- 注12) 明治37（1904）年4月公布、勅令第113号。
- 注13) 参考文献8)によると太田は「兼司法技師（大臣官房営繕課詰）」とあるが、『成績一斑』の職員抄録上では専任扱いとされている。なお、作業部勤務建築部兼務の技師には池田日升三・上田文可・松谷謙三郎・野並亀治・高桑確一がいるが、いずれも建築技術者ではない。
- 注14) 「塩専売ノ準備ニ要スル建築事務ニ関スル職員ノ件」、明治38（1905）年1月公布、勅令第12号。
- 注15) 明治38（1905）年12月23日付けで曾瀬荒助蔵相から桂太郎首相へと「臨時煙草製造準備局事務頗末報告書」が奉呈された記録が「公文雑纂・明治三十八年・第十七巻・大蔵省一」（国立公文書館、纂00876100）には

あり、この報告書を編集刊行したものと推定される。

- 注16) 明治38（1905）年9月公布、勅令第211号。
- 注17) 明治39（1897）年3月公布、勅令第55号。
- 注18) 明治40（1907）年4月公布、勅令第158号。
- 注19) 明治40（1907）年7月公布、勅令第259号。
- 注20) 明治43（1910）年3月公布、勅令第45号。
- 注21) 大正2（1913）年6月公布、勅令第162号。
- 注22) ただし、北海道と台湾は葉煙草専売所の設置範囲から除かれた。（『建築一班』p. 1より）さらに、「葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定」（明治30（1897）年5月公布、勅令第169号）で北海道・東京府・鹿児島県・沖縄県管下の島嶼が施行範囲外と定められた。
- 注23) 『建築一班』の「建設物種類及構造」（pp. 101-104）は、「葉煙草専売所ノ建築工事タル専ラ堅牢実用ヲ主トシタルモノニシテ…」で始まる。
- 注24) 史料中に「標準設計」との表記や呼称は見られないが、『建築一班』p. 104「仕様及図面」では以下のようにあり、中央で一元的に仕様を策定し図面を作成した上で印刷配布し、施設整備が行われたことがわかる。（下線筆者）
各取扱所ニ於テ経営スヘキ倉庫、事務所、収授所、門番所、物置、柵等ノ如キ総テ一定セル工事ニアリテハ悉ク之ヲ印刷ニ附シ之ニ法リテ施行セリ
- 注25) 『建築一班』p. 101には葉煙草の貯蔵倉庫の仕様選定について言及がある。
煉瓦造ハ耐火ノ点ニ於テ他ノ二者（筆者注：木造板張及び瓦張）ニ優レルモノアリト雖モ経費及時日ノ許サザルアルヲ以テ僅カニ横浜、神戸及長崎ノ如キ人家稠密且ツ海外ニ向ツテ葉煙草ノ輸出入ヲ目的トスル場所ニ限り之ヲ設置シ…
とくに横浜の専売所のみは倉庫に限らず事務所も煉瓦造二階建てとされ、その建築様式は「独逸ノ「レネーサンス」式」とされた。
- 注26) 『建築一班』p. 4「第二編 土地 敷地選定及買収」より。（下線筆者）
敷地ハ主税局ニ於テ全国葉煙草ノ産地ニ就キ産額ノ多寡運搬ノ便否如何等ニ由リ之ヲ選定シ本部ハ買収事務ノミニ付キ…
- 注27) 『建築一班』p. 313の「工事監督区域表」より。
第一区 東京・神奈川・千葉・茨城・栃木
第二区 埼玉・新潟・群馬・長野・山梨
第三区 福島・山形・岩手・秋田・青森
第四区 三重・愛知・静岡・岐阜・京都・滋賀・福井・石川・富山
第五区 大阪・奈良・和歌山・徳島・香川・愛媛・高知
第六区 福岡・長崎・大分・宮崎・熊本・鹿児島
第七区 兵庫・岡山・鳥取・島根・広島
- 注28) 『建築一班』pp. 1-3「第一編 建築部創立及沿革」より。（下線筆者）
工事ノ速成ヲ要スベキニヨリ本所ハ総テ本部直轄ノ下ニ建設シ支所ノ内那覇及出張所ノ大部分ハ地方庁ニ囑托シ府県吏員監督ノ下ニ竣功ヲ図リタリ而シテ全国ノ工場ハ之ヲ七区ニ分チ毎ニ監督員ヲ巡回セシメ更ニ之レカ統一ヲ計ルノ必要アリ…
- 注29) 『建築一班』p. 355には「工事進捗上便宜ノ為本省官吏ニシテ地方ニ在勤セルモノニー工場限り特ニ督役ヲ命セラレタルモノ七名アリ」として、以下の技手が列挙される。括弧内は所属及び官名。
檜原信次郎（長崎税関技手）・岡本福孝（造幣局技手）・中村喜兵衛（造幣局工長）・大澤長次郎（神戸税関技手）・小川吉之介（葉煙草専売所技手）・村田為三（長崎税関技手）・長妻新太郎（葉煙草専売所技手）
長妻は後の準備局建築部にも雇員として在籍した。
- 注30) 『建築一班』p. 163「出張所建設」より。（下線筆者）
出張所工事ノ為メ一々督役員ヲ派遣シ事務ヲ処理スルノ余力ナキヲ以テ已ムヲ得ス右出張所ノ建築事業ハ其要点ヲ本部ニ於テ処理シ工事ノ監督及現場ノ督役等ハ左ノ取扱手續ニ依リ府県知事ニ委嘱…
- 注31) 督役員が作成する工程報告書は15日毎の提出とされた。工事費支払いの際には既済部分検査や竣工検査の所見を検査官（技手または雇員）が記入した工程調書が別途作成された。従って、工程報告は支払いとは連動しておらず、純粹に本部での進捗管理を目的としたものと考えられる。
- 注32) 『建築一班』p. 115の「（第三号）契約書」の第三条より。ただし、専売法施行に間に合う範囲内であるが、実際には大多数の工事で台風や雪害などを理由として一か月内外の延期許可が下りている。過怠金徴収の記録は『建築一班』上には記載がなく、運用実態は不明である。
- 注33) 西山雄大、末廣香織：葉煙草専売所の営繕における「西洋形」の意味について、九州大学大学院人間環境学研究院紀要 都市・建築学研究, 第38号, pp. 9-16, 2020. 7では、三井組関係の営繕を扱う初田亨や三重県の公共建築の用例に着目した菅原洋一の先行研究とも比較し、「西洋形」が架構形式とは無関係に成立する外観偏重の様式概念であることを確認した。
- 注34) 『成績一斑』p. 8より。（下線筆者）

循環シテ一ヶ所ヲ三組ニ於テ各々調査シ周到且公平ナラム…

- 注 35) 同じく p. 8 には器具・機械類の調査について以下のようにある。
最モ公平ヲ得ムカ為メ特ニ技師ノ嘱托ヲ為スコトナレリ即チ東京帝国大学、高等工業学校ノ教授、警視庁技師、及民間ノ技師ニ嘱托シ周密ノ調査ヲ遂ケント欲ス
- 注 36) 「出張員心得」・「出張員心得雑則」・「出張員協定事項」には業務実施の細則だけでなく「品行方正」たること等の服務時の注意事項が列挙され、出張員は厳正に統制された。
- 注 37) 本部員の測量によるものとして高崎・宇都宮・三戸の 3 か所が、葉煙草収納所員の測量によるものとして豊橋・勝山・井川・福岡の 4 か所が挙げられる。(p. 84) その他、東京・大阪・今宮・横浜を初めとする計 59 か所は官有財産整理図面に基づく計画で新規に測量されていない。(p. 85)
- 注 38) 『成蹟一斑』p. 443 にて「府県、税関、税務監督局、煙草専売局ノ勤務吏員等ニシテ工事ノ説明及び現場督役ヲ嘱托セシ者三十六名アリ」として「岡山県技手 江川三郎八」以下が列記される。
- 注 39) 『年報 第一』p. 14 「防火床工事ノ部」より。I 型鋼の梁間に「弧状波形鋼鉄」を架け渡し、その上にシンダーコンクリートを打設する構法。
- 注 40) 大阪朝日新聞 (1920. 2. 29) より。(神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫)
煙草専売局淀橋支局全焼 今払焼地下室より発火し一万数千坪を烏有に帰す 焼死一名窒息死二三名 損害五百余万円
- 注 41) 大正 10 年前後の工場建設の資料は断片的で、『専売二十五年誌』が指す「鉄筋混灰土建」施設の同定はできていない。『福岡地方専売局要覧』（藤沢写真館、発行年不明）によると、震災後の大正 15 (1926) 年 9 月 起工、昭和 2 (1927) 年 12 月竣工の煙草工場など主要建物はすべて RC 造である。
- 注 42) 『成蹟一斑』pp. 325-333 「第二款 第二章建築 第三項 建築計画ノ要旨及其ノ建設物ノ種類構造」より。(フリガナ筆者)
- 注 43) 『成蹟一斑』pp. 393-397 「常置監督区域一覧表」より。
第一区 常置監督員技手 岩崎弥太郎
(工場所在は略。鹿児島県・熊本県・福岡県・長崎県) 以上八箇所
第二区 常置監督員技手 藤井平次郎
(工場所在は略。大分県・高知県・愛媛県) 以上拾壹箇所
第三区 常置監督員技手 勝又六郎
(工場所在は略。香川県・徳島県) 以上九箇所
第四区 常置監督員技手 桑原梅太郎
(工場所在は略。山口県) 以上拾壹箇所
第五区 常置監督員技手 植田松四郎
(工場所在は略。広島県・岡山県・兵庫県) 以上十箇所
第六区 常置監督員 (常置セス)
(工場所在は略。三重県・愛知県・静岡県・石川県) 以上六箇所
第七区 常置監督員 (常置セス)
(工場所在は略。福島県) 以上一箇所
- 注 44) 『成蹟一斑』p. 389 「第六項 工事説明及現場督役」より。
- 注 45) 『成蹟一斑』p. 379 「竣工期限ニ遅延シ賠償金ヲ徴収セシ工事一覧表」より。
- 注 46) 「松尾家文書」中の「阪谷主税局長演説要領 (三十二年五月四日梶島属筆記)」より。(下線筆者)
専売所ノ構造ハ建築上ノ技術ニ就テハ別ニ言フヘキ点ナキモ執務ノ便宜ヨリ論スルトキハ宜シキニ適シタルモノト言フヲ得ス就中事務所ハ往来ニ面シテ建築スヘキモノナルニ故ラニ奥マリテ作りタルカ如キ如何ニモ役所風ニシテ業務ノ實際ニ適シタルモノニアラス… (中略) …又事務所ト倉庫トノ距離ハ其適度ト認ムルヨリモ遠サカリ居ルハ無用ノ手数ヲ要スヘク…
- 注 47) 『成蹟一斑』p. 328 より。(下線筆者)
建物配列ノ方法ハ敷地図面ニ対照シ操業上ノ便利ヲ企図シテ計画シ特ニ倉庫ニ於テハ注意ヲ加ヘ普通門或ハ荷揚場ヨリ通スル構内道路ノ左右ヘ翼状ニ整然配列シタル「バラツクシステム」ニシテ…
- 注 48) 『年報 第一』p. 49 「第二章 塩務局所新営工事 第一節 沿革」より。
- 注 49) 西山雄大、末廣香織：塩務局所の営繕における標準設計の手法～庁舎の等級区分に着目して～、九州大学大学院人間環境学研究院紀要 都市・建築学研究, 第 39 号, pp. 39-49, 2021.1 では、庁舎に設定された等級区分と平立面構成の関係を検討した。局用庁舎として一等から三等、出張所に四等から八等及び特種級が設定されたこと。さらに、六等が全体の基準形として先行で設計・施工され、その各室の広狭の調整や室の付加や削減によって上下等級の庁舎へと展開した過程を明らかにした。
- 注 50) 『年報 第一』p. p. 68-69 「建築ノ様式」より。構内配置は概ね仮建物の計画が踏襲され、庁舎は敷地手前に、構内道路左右に塩倉が配列された。
- 注 51) 昭和 30 年代の旧電電公社での標準設計の導入過程を記録整理した参考文献 2) では、その主要な目的は「省力化」と「設計期間の短縮」とされる。

参考文献

- Muramatsu, T.: Nihon Kenchikuka Sanmyaku, Kajima Institute Publishing Co., Ltd., ISBN978-4306041912, 1965.10 (in Japanese)
村松貞次郎：日本建築家山脈，鹿島研究所出版会，ISBN978-4306041912, 1965.10
- Mukai, S.: System of Architectural Standard Design, KAJIMA INSTITUTE PUBLISHING CO., LTD., ISBN978-4306040458, 1971.4 (in Japanese)
向井寛：建築標準設計のシステム，鹿島出版会，ISBN978-4306040458, 1971.4
- Hasegawa, T. and Masuda, A.: Nihon no Kenchiku [Meiji, Taisho, Showa] Part4, Sanseido, ISBN978-4385350752, 1981.4 (in Japanese)
長谷川堯 著，増田彰久 写真：日本の建築 [明治大正昭和] 4 議事堂への系譜，三省堂，ISBN978-4385350752, 1981.4
- Museum Meijimura: Meijikenchiku wo Tsukutta Hitobito Part4, Nagoya Railroad Co.,Ltd., 1990.10 (in Japanese)
博物館明治村 編：明治建築をつくった人々 その四 妻木頼黄と臨時建築局－国会議事堂への系譜－，名古屋鉄道株式会社，1990.10
- Hasegawa, N.; Mori, A.; Kawahara, R.: Construction Management on Brick Masonry Building in Meiji Era, Journal of Structural and Construction Engineering (Transactions of AIJ), Vol.71, No.602, pp.59-65, 2016.4 (in Japanese)
長谷川直司，守明子，河原利江：明治期煉瓦造建築物における組積工事管理，日本建築学会構造系論文集，第 71 巻，第 602 号，pp.59-65, 2016.4
- Architectural Institute of Japan: Tsumaki Yorinaka's City and Architecture, ISBN978-4-8189-2981-4, 2014.5 (in Japanese)
日本建築学会 編：妻木頼黄の都市と建築，ISBN978-4-8189-2981-4, 2014.5
- Nishiyama, Y.: the Architectural Planning in the Early Days of Japanese Tobacco and Salt Monopolies, Summaries of Technical Papers of Annual Meeting, Architectural Institute of Japan, History and Theory of Architecture, pp.625-626, 2019.7 (in Japanese)
西山雄大：煙草・塩の専売制度創成期における建築計画，日本建築学会大会学術講演梗概集，建築歴史・意匠，pp.625-626, 2019.7
- Hori, T.: Dictionary of Modern Japanese Architects, Chuokoron-Shinsha, Inc., ISBN978-4-12-005283-5, 2021.3 (in Japanese)
堀勇良：日本近代建築人名総覧，中央公論新社，ISBN978-4-12-005283-5, 2021.3

付録 Table 1 にて言及した既往調査・掲載誌の一覧 (年代順)

- 付 1) 日本専売公社防府工場：七十年のあゆみ，日本専売公社，1980.7
- 付 2) 山口県教育庁文化財保護課 編：山口県の近代化遺産－山口県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－，山口県教育委員会，1998.3
- 付 3) 長崎県教育委員会 編：長崎県の近代化遺産－長崎県近代化遺産総合調査報告書－，長崎県教育委員会，1998.3
- 付 4) 川島智生：醸造家と建築⑤ 赤穂塩務局庁舎－塩業の近代化遺産－，醸界春秋，No.70，醸界通信社，pp.37-42, 2001.11
- 付 5) 足立裕司：旧赤穂塩務局庁舎と大蔵省臨時建築部について，日本建築学会大会学術講演梗概集，建築歴史・意匠，pp.443-444, 2004.7
- 付 6) 大成経凡：しまなみ海道の近代化遺産－足跡に咲く花を訪ねて－，創風社出版，ISBN978-4860370503, 2005.1
- 付 7) 岡山県教育庁文化財課 編：岡山県の近代化遺産－岡山県近代化遺産総合調査報告書－，岡山県教育委員会，2005.3
- 付 8) 兵庫県教育委員会事務局文化財室 編：兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－，2006.3
- 付 9) 石川県教育委員会 編：石川県の近代化遺産－石川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－，石川県教育委員会，2008.3
- 付 10) 愛知県幡豆郡吉良町教育委員会 編：吉良の塩田－幡豆郡の製塩業に関する調査報告－，吉良町教育委員会，2011.3
- 付 11) 畠山篤雄：煙草と塩・二つの専売局建物遺構－千厩 渡波－，東磐史学，第 37 号，pp.24-33，東磐史学会，2012.8
- 付 12) 山崎幹泰：「金沢煙草製造所新営工事設計図」について，日本建築学会北陸支部研究報告集，第 60 号，pp.579-582, 2017.7
- 付 13) 花岡直樹：委員会報告 伯方塩業旧事務所棟（今治市伯方町木浦）測量調査，いしづち，No.123, pp.3-9，公社愛媛県建築士会，2018.7
- 付 14) 西山雄大，斎藤広通：旧千厩煙草専売所事務所の調査報告～小屋組架構と細部意匠にみる「西洋模造」の実相～，日本建築学会大会学術講演梗概集，建築歴史・意匠，pp.251-252, 2020.7
- 付 15) 斎藤広通，西山雄大：渡波専売官吏派出所の平面構成と細部意匠－ヒアリング調査と現存部材群の観察から－，日本建築学会東北支部研究報告集，計画系，第 84 号，pp.73-76, 2021.6

A STUDY ON THE BUILDING FOR INTRODUCTION OF TOBACCO AND SALT MONOPOLIES IN THE LATE MEIJI ERA

Focusing on organizational framework and management methods of the ministry of finance's
building and repairs department

Yudai NISHIYAMA^{*1} and *Kaoru SUEHIRO*^{*2}

^{*1} Doctor Course, Graduate School of Human-Environment Studies, Kyushu Univ., M.Eng.

^{*2} Assoc. Prof., Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu Univ., M.Eng.

The building for tobacco and salt monopolies from 1886 to the early 1900s was managed by Building and Repairs Department of the Ministry of Finance led by architect Yorinaka Tsumaki and his associates. The facilities were constructed of wood to meet the need for rapid construction and received almost no attention as artwork designed by the architect. Some of these facilities still exist and are being investigated as the modernization heritage of each region. Past surveys in this regard provide valuable results in the current situation wherein the remains are gradually being lost. However, because of insufficient comparisons with existing remains in other prefectures and comparative verification with drawings, past research has been limited to individual discussions in each prefecture and has not presented a comprehensive perspective. In this paper, we attempt to clarify the characteristics of building from the perspective of “standardization” and organize them historically.

By inspecting historical documents issued by each organization, the following conclusions can be drawn:

- i. To compensate for the chronic shortage of full-time subordinate architects, the Ministry of Finance appointed concurrent staff and entrusted local and prefectural officials with on-site supervision. In addition, several documents and report forms were prepared and distributed for the operation of the organization, including those of architectural technical staff outside the department.
- ii. On-site supervision throughout Japan was carried out by a three-person division of labor, consisting of an expositor, a foreman, and a supervisor. The emphasis was on “thoroughness and fairness” in the supervision by multiple technical staff. A large number of architectural technicians were required to implement this system even in remote areas.
- iii. The choice of conventional construction methods was due to construction management factors such as controlling the increase in construction costs and preventing delays. In specifying building materials, consideration was also given to the supply situation in rural areas. This showed that there was an aspect of design standardization itself that was treated as part of the management approach.

The general framework of the organization and the assignment of officials to supervise the construction site remained basically unchanged after the building of the leaf tobacco monopoly bureau in 1896, and it has been followed since then. There was a chronic shortage of engineers, and to compensate for the shortage, local officials were commissioned to supervise some of the works, and management was conducted by exchanging documents between external contractors and the headquarters. In addition, it aided reduction in the cost of travel from the headquarters. This shows that substantial resources were devoted to the development and operation of construction management methods, in an era when industrial standards and pre-fabrication methods were not developed, and the process of standardization.

However, at present, the basis for setting the capacity of each organization, such as the calculation of manpower, has not been clarified. The actual situation of staff shortage needs to be considered together with the appropriateness of the capacity assumption for the work under the jurisdiction. In addition, it is necessary to understand in detail the actual situation of organizational operation, such as the difference in the duties of technicians and employees.

(2021年6月10日原稿受理, 2021年11月26日採用決定)